

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを次のように定め、平成六年四月一日から施行する。（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1 ～ 12 （略）</p> <p>13 <u>無線設備規則第四十九条の二十九に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</u></p>	<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを次のように定め、平成六年四月一日から施行する。（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>1 ～ 12 （略）</p>